石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務処理要領

1. 適用範囲

当業務処理要領は、石狩湾新港管理組合が委託した港内道路及び施設の除排雪業務の処理に適用する。

2. 法令の遵守

受託者は、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行わなければならない。

3. 業務処理計画書

業務処理計画書には、次の事項を記載し提出しなければならない。

① 作業要員の構成及び作業命令系統
② 除雪機械等の配置計画及び除雪経路、新雪除雪所要運行時間表（一般的降雪時）
③ 除排雪作業方法
④ 連絡体制
⑤ 除雪機械運転員等の氏名及び免許・資格
⑥ 安全管理、訓練、講習等の具体的計画

4. 事前準備

(1) 受託者は降雪前に道路の状況を確認すること。
(2) 前項により道路の付属物及び占用物件等の状況を確認し、事故の防止に努めなければならない。

5. 作業の安全管理

(1) 作業の実施にあたり、安全管理及び交通処理並びに作業に関する技術指導は、受託者の責任において行うものとする。
(2) 作業の実施にあたり、通行人、通行車両には十分注意を払い、一般の交通の安全を確保しなければならない。
(3) 投雪及び飛雪の方向・距離等を十分考慮し、通行人、通行車両や沿道施設に損傷を与えたり、雪崩を発生させることの無いよう作業しなければならない。
(4) 作業の安全を確保するため、仕様書にて指定した除排雪機械には、運転助手を同乗させなければならない。
(5) 異常降雪、地吹雪等により、視界が悪化し作業の安全確保が困難と判断されるときは作業を一時見合わせ、業務担当員に報告しその指示を受けること。
(6) 作業中は、除排雪機械に黄色回転灯及び「作業中注意」等の標示板を取付け、通行人及び通行車両等に作業中の危険を標示しなければならない。
(7) 受託者は、作業従事者の健康管理に十分留意するとともに、長時間の連続作業となる場合は、適宜交代要員を配置する等、作業従事者の過労防止に努めなければならない。
(8) 作業の実施に伴い通行規制が必要な場合は、事前に業務担当員に報告し、その指示を受けなければならない。

(9) ロータリー除雪車による拡幅及び歩道除雪を行なう場合、作業状況に応じて交通誘導員を配置し、安全管理に努めること。

6. 作業工種

除排雪業務の作業工種は概ね次のとおりとする。

① 一般除雪

・ 新雪除雪

路面の積雪を路側等に排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や硬い圧雪が形成されることを防止するために行う工種で、高速除雪を主とする。

・ 拡幅除雪

路肩部に雪堤ができて交通障害をきたす場合に行う工種で、段切り、横押、拡幅等を主とする。

・ 歩道除雪

歩道の幅員を確保するために歩道路面の積雪を路側に排除する工種で歩道用ロータリー除雪車による作業を主とする。

・ 路面整正

路面の圧雪・わだち等を除去する工種で、グレーディングを主とする。

② 人力作業

機械による除排雪が不可能な箇所の作業、融雪時の水切作業、凍結防止剤散布、その他人力による作業をいう。

③ 排雪作業

路側帯にできた雪堤を取り除く工種でロータリー除雪車による作業を主とする。

7. 作業実施前の準備

(1) 受託者は、気象に関する情報を集め、除排雪路線の気象状況を把握しなければならない。

(2) 受託者は、除排雪路線の路面状況等を把握しておかなければならない。

(3) 受託者は、常に作業を実施できるよう準備体制を整えておかなければならない。

8. 作業目標

(1) 路線区分による除雪目標

区　　分	除　雪　目　標
常時除雪区域 （臨港道路） 別紙箇所図参照	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。（吹き溜まりに対しても同様とする） 異常降雪時においては、極力２車線確保を図る。
常時除雪区域 （ふ頭内道路及びエプロン） 別紙箇所図参照	異常降雪時及び深夜早朝荷役時以外は、午前７：３０までに常時交通を確保する。 異常降雪時においては、昼間の常時交通を極力確保する。

(2) 前項のほか、業務担当員の指示する箇所の除雪を実施する。

9. 作業の実施

(1) 除雪作業

① 受託者は、業務担当員の指示による基準により作業を実施し、8. 作業目標に定める各目標に応じる交通を確保しなければならない。

② 受託者は、業務担当員の指示による基準に達した場合のほか、気象情報及び道路状況等を総合判断して、必要と認められるときは作業を実施することができる。

③ 受託者は、必要幅員の確保が困難になった場合は、業務担当員の指示を受け拡幅除雪を実施するものとする。

(2) 排雪作業

受託者は、業務担当員の指示により排雪作業を実施すること。

10. 安全対策施設

安全対策施設は、任意仮設とする。施設は「土木工事仕様書」に示す「交通安全の管理基準」に準じたものとする。

11. 除排雪作業の出来高

(1) 除排雪作業の出来高は、次によることを標準とする。

工　種	作　業　出　来　高　水　準	備　考
新雪除雪	(1) 所要の幅員を確保すること。 (2) 路面は、車両の走行に支障となるわだちが形成されないように仕上げるものとする。 (3) 既存の圧雪が軟化している部分があるときは路面整正を同時に行い作業直後に路面整正を再度行うことがないように仕上げるものとする。	道路及びエプロンは原則10cm以上の降雪で出動すること。エプロンは極力舗装面を露出させること。なお上記以外の各工種出動基準については業務担当員と協議し指示に従うこと。
拡幅除雪	(1) 所要の幅員を確保すること。 (2) 沿道施設、隣接地等に支障がないよう、段切り、横押、拡幅等の工法により交通障害を生じないよう必要なスペースを確保するように仕上げるものとする。	
歩道除雪	(1) 所要の幅員を確保すること。 (2) 歩行者の通行に支障とならないよう仕上げるものとする。	
路面整正	(1) 段差、圧雪の軟化により、車両の走行に支障があってはならないよう仕上げるものとする。 (2) 交差点等、路面にウインドローを残さないよう路側まで押し付け仕上げするものとする。	
排　　雪	(1) 所要の幅員を確保すること。 (2) 車道との段差を少なくし車両の走行に支障をきたさないように仕上げるものとする。	
人力除雪	(1) 人力作業は各作業の目的に応じて仕上げるものとし、業務担当員の指示によるものとする。 (2) 凍結防止剤は支給品とする。	

(2) 他の道路との交差点では、段差を生じないよう擦り付けて仕上げること。

12. 出来高管理

(1) 各作業の出来高は、次により算定するものとする。

工　種	種　　別	測定単位	測 定方 法	測定基準	摘　要
新雪除雪 拡幅除雪 歩道除雪 路面整正 排　　雪	機械除排雪	時間 (15 分単位で 7 捨 8 入)	記録紙	出動日１回毎	タコグラフ記録紙は運転日報に添付
人力除雪	人力作業	時間 (15 分単位で 7 捨 8 入)	工種別出来高量	作業日毎	人工数×時間

作業時間については除雪及び排雪実作業時間とし、車両保管場所～除排雪現場、除排雪現場～車両保管場所までの車両回送時間は除くこと。また、タコグラフの記入についても同様とする。

なお、タコグラフにおいて実作業時間のうち回送時間と思われるものについては、協議の上時間訂正をおこなう場合がある。

(2) 出来高管理写真の撮影は次によるものとする。

区分	撮影区分	撮影種目	撮影管理
一般除雪及び排雪	作業状況写真	作業中の状況写真 安全管理関係写真	撮影頻度 ・ 新雪除雪は、全出動日撮影とする。 ・ その他の工種は、作業日、工種ごとに６枚程度
	出来高確認写真	降雪状況写真 幅員、路面状況写真 作業後の状況写真	
人力除雪	作業状況写真	作業中の状況写真 安全管理関係写真	撮影頻度 ・ 作業日ごとに３枚程度
	出来高確認写真	作業前の状況写真 作業後の状況写真	

(3) 撮影した出来高管理写真は、路線、作業日、工種毎に整理し、業務処理状況報告書に添付して提出しなければならない。

13. 業務処理状況報告書

(1) 受託者は、除排雪作業を実施しようとする時、降雪量、工種、使用機械、区間、作業時間をＦＡＸ又は電話で業務担当員に報告しなければならない。

(2) 受託者は、除雪作業を実施した場合は、作業終了後速やかに、作業時間及び交通確保状況等をＦＡＸ又は電話で業務担当員に報告しなければならない。

(3) 受託者は、除雪作業を実施した場合は、道路除雪作業日誌を作成しなければならない。

(4) 受託者は、除排雪路線の交通確保状況について、毎日、交通確保状況確認簿を作成しなければならない。

(5) 受託者は、除雪業務報告書、除雪業務委託確認集計書、除雪業務委託確認書を月毎に作成し、(3)(4)で作成した道路除雪作業日誌及び交通確保状況確認簿を添付の上、翌月１０日までに提出しなければならない。

14. 臨機の措置

(1) 受託者は、異常降雪、地吹雪、雪崩その他危険により、交通の確保が困難となったときは、直ちに通行止めその他必要な措置を講じることができる。

(2) 受託者は、前項の規定に基づく措置を講じた場合、直ちに業務担当員にその措置の内容を報告しなければならない。

15. 埠頭保安施設

業務担当員の指示に従い、埠頭保安施設の機能を損なわない様に除排雪すること。

16. 支給品

凍結防止剤については支給品とする。なお、支給品受け渡し時期、数量等については、別途協議とする。また、支給品の受け渡し時に受領書を提出すること。

17. その他

この要領に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。